

えひめ発の地方創生実現に向けた提言

～実効ある地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略

推進のための地方分権・規制改革～

【愛媛県人口ビジョン】

合計特殊出生率

2020年 1.6程度
2030年 1.8程度
2040年 2.07程度

社会増減

2020年代に
流出入を
均衡化

2060年に目指す人口

国立社会保障・人口問題研究所推計に準じた
人口推計値（81.4万人）よりも、最低25%
（20万人）以上の上積み



平成27年12月

愛媛県地方分権改革
プロジェクトチーム

はじめに

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」を契機として進められてきた地方分権改革は、20年以上が経過し、この間、社会情勢も大きく変化してきました。

平成5年当時右肩上がりの状態であった我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人の人口をピークに減少局面に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、平成60年には1億人を割り込み、平成72年には8,674万人まで縮小することが見込まれています。

中でも地方においては人口減少がさらに加速すると予測されており、社人研の推計に準拠して本県が独自に推計したところ、平成22年に143.1万人だった総人口は平成72年には81.4万人にまで減少、人口の年齢構成も、低調な出生率と平均寿命の延伸によって、65歳以上の人口の占める割合が26.7%から40.4%にまで上昇するとの結果になっています。

このような人口急減・超高齢社会の到来による社会構造の変革は、経済や地域社会に多大な影響を及ぼし、これまでの制度や規制、行政手法では住民のニーズに答えられなくなってきました。

こうした日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として、平成26年9月に内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。

本県でも、26年12月に人口問題への対策を総合的に推進するための組織として「人口問題総合戦略本部」を設置し、平成27年10月27日に、本県が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「愛媛県人口ビジョン」と、同ビジョンを踏まえた今後5か年の目標や具体的な施策を示した「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

同戦略では、県として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくこととしています。多様化する住民ニーズに対応するためには、国と地方が協働し、同じベクトルで地方創生に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある地方創生の具体的な取組を行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「地方創生実現に向けた提言」として取りまとめたものです。

本提言が、今後の人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、地方創生の取組を加速させるものとなることを期待します。

平成27年12月17日

愛媛県地方分権改革プロジェクトチーム

愛媛県まち・ひと・しごと創生総合戦略

本県では、

- 「1 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む」
- 「2 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる」
- 「3 元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる」

の3つの基本目標を掲げ、県内人口の自然減と社会減の是正を進めていくことと
しています。

《愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系（概要）》

- 1 基本目標① 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む
 - (1) 産業力の強化と成長産業の育成
 - (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保
 - (3) 移住・定住の促進
 - (4) にぎわいの創出による交流人口の拡大

- 2 基本目標② 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる
 - (1) 若い世代の自立と出会いの支援
 - (2) 子ども・子育て支援の充実
 - (3) 子どもや親子に安心な環境の整備
 - (4) 子育てと仕事の両立支援

- 3 基本目標③ 元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる
 - (1) 安心できる環境の整備
 - (2) 心豊かに暮らせる地域づくり
 - (3) 地域連携による協働のきずなづくり
 - (4) 地域を支える担い手の確保

提言個別シート

《目 次》

1 地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて

- (1) 地方創生の取組を加速させるために
 - 提言 1 地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大 1
 - 提言 2 地方創生の実現に向けた財政措置 1
 - 提言 3 政府関係機関の地方移転の積極的な推進 2
- (2) 自主財源確保に向けた制度見直し
 - 提言 4 自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し 2
- (3) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置
 - 提言 5 ドクターヘリの導入・運航に対する確実な財源措置 3
 - 提言 6 マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の財源措置 3

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

- (1) 産業力の強化と成長産業の育成
 - 提言 7 指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ 4
- (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保 <<●提言 23 に記載>>
- (3) にぎわいの創出による交流人口の拡大
 - 提言 8 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における施設使用期間の自由設定 4

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

- (1) 子ども・子育て支援の充実
 - 提言 9 保育士修学資金貸付事業の交付要綱の見直し 5
 - 提言 10 認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し . . . 6
 - 提言 11 放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用 6
- (2) 子どもや親子に安心な環境の整備
 - 提言 12 高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和 7
 - 提言 13 学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実 7

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

- (1) 安心できる環境の整備
 - 提言 14 離島航路に係る対象航路の拡大 8
 - 提言 15 地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止 9
 - 提言 16 届出による救急医療病床の設置 9
 - 提言 17 在宅の重症心身障害児（者）に係る支援体制基準の緩和 10
 - 提言 18 自治体管理の敷地内に存在する旧法定外公共物の譲与 10
 - 提言 19 被災者生活再建支援制度の適用拡大 11
 - 提言 20 国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し . . . 12
- (2) 心豊かに暮らせる地域づくり
 - 提言 21 空家対策について 13
 - ① 空家対策に関する税制改正
 - ② 空家等に対する応急措置
 - 提言 22 科学研究補助金の応募要件の緩和 14
- (3) 地域連携による協働のきずなづくり
 - 提言 23 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 14
 - ① 多面的機能支払交付金における要件の緩和
 - ② 中山間地域等直接制度の充実・強化

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために<<再掲>>

1 地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組を加速させるために

提言 1

地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大 【内閣府】

《提言内容》

国への提案募集制度は、現場の意見を広く汲み取る制度として平成 26 年度から開始されたもので、募集の対象は、自治体が直接実施する事務となっているが、国や民間が実施する事務についても、地域の実情を踏まえると制度改革の余地があるものや、住民や自治体に支障が生じるもの等については、提案募集の対象とすること。

《具体的支障事例》

- ・平成 27 年度の全国の提案募集状況は、昨年の提案数約 900 件に比べて今年は約 300 件と、前年の 3 割に減少しているが、提案の対象が自治体の直接事務に限られていることも一因と考えられる。
- ・例えば、今年度、本県から事前相談した自動車税の滞納整理に係る自動車税所有権移転代位登録に関する提案(提言 4)は、国(陸運支局)の事務であり、地方自治体の事務処理ではなく、登録に関する規定においては、その方法を義務付けてもいないため、対象外と整理された。

《効果・あるべき姿》

地方創生を図るために支障となっている規制や制度について、自治体の直接事務か否かを問わず、現場を知る自治体が改善提案を行い、関係省庁が真摯に検討を進めることで、地方が抱える課題の解消につながるとともに、地方創生の取組を加速できる。

提言 2

地方創生の実現に向けた財政措置 【内閣府】

《提言内容》

新型交付金をはじめとする、地方創生関連の財政措置について、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確保するとともに、交付金の制度設計に当たっては地方の意向を十分に踏まえたものとする。

特に先行型交付金を活用した総合戦略に位置付けられた事業であって、継続して取り組む必要があるものについては、原則、新型交付金を活用できるものとする。

《具体的支障事例》

- ・国の平成 28 年度予算の概算要求に計上された新型交付金の予算規模は 1,080 億円(事業費:2,160 億円)と、平成 26 年度補正予算(地方創生先行型)の 1,700 億円(全額国費)を下回り、半額を地方負担とするもので、地方版の総合戦略に基づき各自治体が具体的な取組を推進する上で、地方に対する十分な財政措置がなされていない。
- ・各自治体では平成 28 年度当初予算編成時期を迎えているが、現段階で交付金の該当要件等に関する国からの十分な情報提供がなされていない。
- ・交付に関する事務手続や交付後の評価手続等が煩雑である。

《効果・あるべき姿》

県や各市町が総合戦略に掲げる各取組を行うために必要な財源を確保することで、地元企業や大学等と連携した「オール愛媛」により、県内各自治体の実情に応じた効果的な施策を展開できる。

提言3

政府関係機関の地方移転の積極的な推進 【内閣官房】

《提言内容》

人口減少問題の克服や東京一極集中を是正する施策の一つとして国自らが創設した政府機関の地方移転については、どうすれば実現するかという視点で、積極的に推進すること。また、国の機関の移転であり、移転に関する経費は国が原則負担すること等を明確にするとともに、今年度移転の対象とされなかった機関については、地方の意見を最大限に尊重し、次年度以降も継続して移転に向けた検討を進めること。

《具体的支障事例》

国は募集要綱の作成時点において、対象とする機関の考え方を示すことなく、また、移転費用の負担のあり方等を明確にしないまま募集を行ったため、移転による機能低下や移転費用が確保できないことを理由に関係省庁が難色を示していることから、移転が不透明となっており、政府関係機関の誘致により地方創生を進めようとする自治体のスキームを見直さざるを得なくなる恐れがある。

《効果・あるべき姿》

本県が提案した東京都三鷹市の「海上技術安全研究所」の一部機能を国内最大の造船業集積地である今治市へ移転することのように、国の機関が関連産業の集積地に移転することで、更なる産業の振興により「ひと」や「しごと」の好循環が生まれ、ひいては東京一極集中の是正が図られる。

1 地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて (2) 自主財源確保に向けた制度見直し

提言4

自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し 【財務省・国土交通省】

《提言内容》

ローンで自家用車を購入した場合、所有者はローン会社等となっており、完済後も一般的には所有権の移転登録がなされないため、使用者が自動車税を滞納した場合、当該自動車に対して差押えができない。

このため、ローン完済後、実質的に所有権が移転していると認められるものについては、職権により登録変更申請ができるよう制度を変更すること。

《具体的支障事例》

- ・現在、登録上の使用者と所有者が相違する場合において、使用者が自動車税を滞納しても、当該自動車を差し押えることができず、自動車税の滞納整理の妨げとなっている。
- ・自動車税は貴重な県の自主財源となっているが、滞納繰越額の件数は全体の約8割を占めており、迅速な徴収手続が求められる。

《効果・あるべき姿》

自動車税という地方税の貴重な財源を確保できるとともに、徴収事務の負担軽減・迅速化が図られ、税の公平性が保たれる。

1 地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて

(3) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言5

ドクターヘリの導入・運航等に対する確実な財源措置 【厚生労働省】

≪提言内容≫

- ・地方の財政負担が大きいドクターヘリの整備・運航に係る財政措置を充実すること。
- ・医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。
- ・同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

≪具体的支障事例≫

- ・ドクターヘリの導入に必要な施設・設備整備に対する財政支援はなく、地方の財政負担が大きい。
- ・導入後の運航経費についても、国庫補助率は2分の1とされているが、実態は、ドクターヘリに対する補助金は、救急医療や周産期医療などを含む補助金の一部であり、年々その総額が削減され、国に肩代わりして地方が不足分を負担しているのが現状である。
- ・今年度から、ドクターヘリ運航経費に対する国庫補助金は100%配分したとされたものの、補助金総枠の配分率は前年度から8ポイント以上低い54.4%にまで縮減され、地方は事業の縮小や中止をせざるを得ない状況。

≪効果・あるべき姿≫

ドクターヘリ導入促進事業及びその他の事業について、地方に過重な負担が生じないよう補助基準額に応じた予算額を確保する。

提言6

マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の財源措置 【総務省】

≪提言内容≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)」の取組を進めるに当たって、地方に新たに経費負担が生じることのないようにするとともに、必要とされる対策強化の内容を地方の意見を踏まえたものとする。

≪具体的支障事例≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)」に基づく情報セキュリティ対策を実施した場合、安全性と引き換えに業務効率の低下をもたらすおそれが大きい上に、整備費は概算で県17億円、最も高額な市町は7億円になる見込みであり、地方にとっては想定外の多額な経費が必要となる。

≪効果・あるべき姿≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)」で求められる地方が実施するセキュリティ強化のためのシステム、端末機、ネットワーク等の追加導入や改修に要する経費については、マイナンバー制度の安全性を確保するために必要となる措置であるので、総合宛名システムの導入や利用事務システムの改修に対して「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の財政措置がなされたのと同様に、地方に新たに経費負担が生じることのないよう国が経費を負担すること。

また、対策強化の内容についても、安全性と利便性の両立が可能となるものについては地方の意見を踏まえたものとする。

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために (1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 7

指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ 【農林水産省】

≪提言内容≫

「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件(2/3 又は 1/2)となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

(共同出荷割合:指定野菜における全出荷量に対する共同出荷組織等への出荷の割合)

≪具体的支障事例≫

- ・本県では、急傾斜地や中山間地域での小規模な生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取組の拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなっている。
- ・県内の指定産地数は、平成 15 年度の 26 産地から、平成 26 年度には 17 産地と大幅に減少し、さらに、さといも、たまねぎ、レタス、ほうれんそうの産地では、共同出荷割合の要件を下回り、事業の対象外となることが懸念される。

≪効果・あるべき姿≫

同事業を、流通が多様化している現状を踏まえた制度に改めることによって、消費者への安定供給を図りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展につなげることができる。

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 【農林水産省】

中山間地域等直接支払制度 ≪[提言 23](#)に記載≫

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために (3) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 8

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における施設使用期間の自由設定

【内閣府・観光庁・厚生労働省】

≪提言内容≫

国際的な経済活動の拠点形成に向けた「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」における施設使用期間の最低利用日数(現行7日以上)について、増加する外国人旅行者の宿泊施設の不足に対応し、地方での空家等を有効活用するため、各地域の実情に応じて、都道府県、保健所設置市、特別区が自由に設定できるようにすること。

《具体的支障事例》

「せとうち・海の道」や「スピリチュアルな島 ～四国遍路～」などの広域観光周遊ルートを訪れる外国人旅行者の場合、一箇所に7日以上滞在することはほとんどなく、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」における施設使用期間の最低利用日数（現行7日以上）では、増加する外国人旅行者の滞在ニーズに対応できず、地域の活性化にもつながらない。

《効果・あるべき姿》

- ・一部の旅館・ホテルと民泊で競合する懸念があるが、外国人観光客の多様な需要への対応や空き家の有効活用策として、治安や公衆衛生など必要な対策が担保された上で、観光客の目線に沿った制度とすべきである。
- ・当該制度の施設使用期間を各自治体の実情に応じて設定できることとし、国家戦略特区を全国展開すべき。

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために (1) 子ども・子育て支援の充実

提言9

保育士修学資金貸付事業の交付要綱の見直し 【厚生労働省】

《提言内容》

経済的に困窮している人が保育士となる道を拓くために、進学する前年度のうちに事業の告知・募集を実施し、4月早々に貸付できるよう、通年要綱に改正するとともに、恒久的な制度にすること。

《具体的支障事例》

- ・国の要綱制定・改定が6月から7月にずれ込むため、実施する地方公共団体の要綱改正も遅れ、結果として学生への募集が夏休みにずれ込み、決定後の貸付が9月から10月となっている。
- ・修学資金を必要とする学生にとっては、貸付が秋にずれ込めば学生生活に支障が出かねないため、本貸付への応募を諦め、やむを得ず別の貸付金等を利用する学生がいる。

《効果・あるべき姿》

- ・前年度中に告知できれば、保育士養成施設への進学を諦めようとする学生に進学の道が拓かれる可能性がある。
- ・また、経済的に困窮している学生にとっては、入学直後から修学資金を利用でき、安心して学業に専念できる環境を整備できる。
- ・こうした取組が保育士確保につながり、子育て環境の整備が図られる。

提言 10

認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し

【内閣府・厚生労働省】

≪提言内容≫

認定こども園では、3歳未満児の給食は原則自園で調理することが義務付けられているが、民間の給食サービスが充実してきていることから、義務付けるかどうかを各自治体の裁量で判断できるよう緩和すること。

≪具体的支障事例≫

- ・幼稚園では、食事を外部搬入により提供している施設もあるが、認定こども園に移行した場合には、3歳未満児に対する食事は自園調理を行わなければならないため、調理室と調理員が必要となり、幼稚園から認定こども園への移行の妨げの一因になっている。
- ・認定こども園に移行した後も、施設が3歳以上児の食事を外部搬入する場合は献立を3歳未満児と同一なものにできず、また、異なる食事となった場合には、園全体として進めようとする食育ができない可能性がある。

≪効果・あるべき姿≫

施設の改修や調理員の確保が足かせとなり、認定こども園への移行に躊躇している幼稚園について、認定こども園への移行が促進され、多様な保育ニーズに対応できる。

提言 11

放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用 【厚生労働省】

≪提言内容≫

放課後児童支援員認定資格研修は、既に知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても一律に修了が求められ、現場の負担となっているため、制度導入以前から従事している者にとっては、総勤務時間により受講を免除するなど弾力的な運用を行うこと。

≪具体的支障事例≫

放課後児童支援員については、平成 27 年度から「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が資格要件とされた。

当該研修は、受講科目の一部免除や、受講猶予期間はあるものの、これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講したり、現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16 科目 24 時間の基礎的研修の受講を一律に求めており、現場職員の負担となっている。

≪効果・あるべき姿≫

真に受講が必要と認められる者に対してのみ研修を実施することで、現場の負担を軽減できるとともに、子育て支援の環境確保が図られる。また、県や市町にとっては、研修開催経費や受講者旅費等の経費縮減にもつながる。

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生き育てるために (2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 12

高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和 【文部科学省】

《提言内容》

高等学校等就学支援金制度に係る支給期間(最大 36 月)や、履修単位数(上限 74 単位)について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。

《具体的支障事例》

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月。)である。このため、年度の途中から長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後重ねて修学することとなる期間は支給対象外とされている。

また、履修単位数に関して、単位制で教育課程上 74 単位(1年あたりは 30 単位)を超えて習得する者についても、同様に超過分は支給対象外となる。

《効果・あるべき姿》

長期療養などのやむを得ない事由により対象者が留年した場合等には、超過分について同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌した上で支給期間等を延長・拡大することができるよう要件を緩和することで、生徒が安心して修学することが可能になる。

提言 13

学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実 【文部科学省】

《提言内容》

長寿命化改良事業において、事業費の大規模改修の限定を撤廃し、計画的な部分的改修を対象とするなど、財政規模の小さな団体でも対応できるようにすること。また、小・中学校のみでなく、高等学校も支援の対象とすること。

《具体的支障事例》

平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げているが、1校当たり 7,000 万円(小規模校は 1,000 万円)以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていないほか、高等学校は長寿命化改良事業の対象となっていない。

本県では、耐震化が終了した学校施設の老朽化が懸念されており、学校施設の長寿命化対策を進める上で、財源の確保が不可欠である。

《効果・あるべき姿》

長寿命化改良事業において、事業費の大規模改修の限定を撤廃し、財政規模の小さな団体でも対応できるようにするとともに、高等学校を支援の対象とすることで、計画的に安全・安心な教育環境の整備が進められる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域でくらすようにするために (1) 安心できる環境の整備

提言 14

離島航路に係る対象航路の拡大 【国土交通省】

《提言内容》

地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。

《具体的支障事例》

島嶼部で構成される地域において通勤や通院などに活用される重要な生活航路であるにもかかわらず、唯一航路でないために国庫補助の対象外となっている離島航路については、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。

しかしながら、人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、航路事業者の欠損が拡大する中、地元自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど地域住民の生活にも影響が出ている。

【自治体支援の状況】

・魚島～弓削～土生航路(航路事業者:上島町)

当航路は国庫補助対象航路であるが、他航路の経路との重複により補助対象経費から除外される部分(弓削～土生間)があり、除外部分の欠損については県のみが半額を補助。

・今治～土生航路(航路事業者:芸予汽船株) ※三セク)

当航路は国庫補助対象外の航路であり、上島町が船舶を無償貸与しているほか、今治市、上島町、広島県尾道市が欠損の全額を補助。(平成 26 年 1 月に 9 便から 8 便に減便)

・土生～岩城(長江)航路(航路事業者:(有)長江フェリー)

当航路は国庫補助対象外の航路であり、燃料費の高騰を理由に平成 25 年 7 月に 20 便から 19 便に減便(最終便を減便)する事態が生じ、上島町が減便分の経費を全額補助することにより、平成 27 年 8 月に 20 便に戻している。

・今治～木江・大三島・岡村(航路事業者:大三島ブルーライン ※三セク)

当航路は国庫補助対象外の航路であり、今治市と広島県及び大崎上島町が運航欠損への補助金を支出している。なお、平成 24 年度に航路再編(快速船及びフェリーをフェリーのみを集約)を実施。

《効果・あるべき姿》

地域の重要な生活航路について、離島航路に係る対象航路の要件を緩和し、国庫補助対象とすることで、海上交通を通学・通院等のために利用する交通弱者の足が安定して確保される。

提言 15

地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止【厚生労働省】

《提言内容》

地方自治体が子どもや障害者等に対して独自に医療費を助成した場合、市町村が運営している国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み、標準的となっているものについては直ちに廃止すること。

《具体的支障事例》

子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、全国の自治体で子どもに係る医療費の自己負担への補助や、社会的弱者のセーフティネットとして障害者に係る医療費の自己負担への補助といった地方単独の医療費助成を実施しているが、国は「安易な受療を招き、医療費を増加させる」として、全国で約 480 億円の国庫負担金等を減額調整している。しかし、少子化対策等は本来国策として行うべきものであり、この措置は、国に代わって少子化対策等に取り組む地方の努力に反するものであるとともに、構造的な問題を抱え財政運営の厳しい市町村国保の財政安定化を阻害している。

《効果・あるべき姿》

国庫負担金の減額調整措置を廃止することで、全国で約 480 億円の地方負担が解消され、市町村国保の財政基盤強化につながる。

提言 16

届出による救急医療病床の設置 【厚生労働省】

《提言内容》

病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、厚生労働大臣の同意が必要であるが、生命に関わる救急医療は最優先で取り組む必要があるため、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

《具体的支障事例》

- ・近年、病床の不足から、入院を要する重症患者への救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難になる医療機関が生じている。
- ・救急医療に係る病床等については、厚生労働大臣の同意を得れば、病床過剰地域においても新たな病床を設置できる「特例病床制度」はあるが、大臣同意に時間を要し、支障をきたしている。
- ・診療所の病床については、在宅医療やへき地医療など、国が制度的に推進しようとするものにあっては、都道府県知事への届出により一般病床を設置できるが、救急医療に係る病床は設置できない。

《効果・あるべき姿》

救急医療を維持するために、真に必要な病床を速やかに整備することができ、地域の実情に応じた救急医療提供体制の安定的な確保が可能となる。

提言 17

在宅の重症心身障害児（者）に係る支援体制基準の緩和 【厚生労働省】

＜提言内容＞

重症心身障害児に係る日中活動サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)を提供する事業所について、中山間地域など利用者が少ない地域でもサービスが提供できるよう、5名未満の利用定員を可能にするとともに、人員基準(事業所配置職種・人数の緩和や児童発達支援管理責任者の常勤専任要件)を緩和すること。

＜具体的支障事例＞

- ・重症心身障害児(者)向けのサービスについては、医療的に対応できる人材等の確保が困難であることや、利用者の急な体調不良によるキャンセルも多いことなどから、利用者確保等のため人口密集地にサービスが偏る傾向にあり、事業所の無い地域では、長時間の送迎をしている家庭も多く、利用者の大きな負担となっている。
- ・中山間地域が多く、サービス資源も限られている本県においては、南愛媛療育センターが2カ所の分園でサービスを提供したり、子ども療育センターが巡回療育を実施するなど、既存のサービス資源を活用して、小規模でも広域的にサービスを提供できる取組が行われている。しかし、省令の基準により、事業所の利用定員が5名以上とされ、これを前提とした人員体制が求められており、サービスを展開する上での支障となっている。

＜効果・あるべき姿＞

利用者数が少ないと見込まれる地域における事業所の立上げを支援し、重症心身障害児(者)が身近な地域で安心して生活できる環境整備が図られる。

提言 18

自治体管理の敷地内に存在する旧法定外公共物の譲与 【財務省】

＜提言内容＞

自治体管理の公共施設等敷地内に存在する旧法定外公共物(既に用途廃止され、機能を有しない国管理の農道・水路など)について、長年に渡り、何ら支障なく県の公共用施設用地として利用しているにもかかわらず、国から、自治体に対し買い受けるよう要請されており、買い受ける場合、多額の予算が必要となる。

管理の実態等を考慮の上、譲与できるよう改めること。

＜具体的支障事例＞

- ・本県においては、県管理の公共施設等敷地内に旧法定外公共物が存在するとして、平成6年度に国から買受け勧奨を受けたが、公図に表示がなく、現況においても国有地の所在の特定が困難であり敷地内に実際に国有地を取り込んでいるか否かの判断がつかないなどの理由から、問題が解決されない状況。

今後、当該土地の上に建物を建築(建替えを含む。)する必要性が生じた場合には、この問題を解決しなければ建築ができないことが予想される。また、未利用県有地を処分する場合や学校の統廃合により不要になった用地を地域の活性化に活用する場合に支障になることも想定される。

＜効果・あるべき姿＞

県は、従来、善良に管理してきたところであり、施設の継続性・安定性の確保は重要である。国は、有償にこだわることなく柔軟に対応することで、効率的解決を図ることができる。

提言 19

被災者生活再建支援制度の適用拡大 【内閣府】

《提言内容》

現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。また、同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が 10 世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

《具体的支障事例》

- ・本県においては、平成 16 年度に被災者生活再建支援法が適用された災害において、法の対象とならない半壊・床上浸水の被害については、市町が被災者に支援する場合に県独自の支援制度で対応した。
- ・近年では、24 年5月に茨城県及び栃木県、同年9月に埼玉県及び千葉県で、それぞれ竜巻による甚大な被害が発生したが、市町村境などで発生した被害では、市町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と支援対象とならない自治体が存在した。

《効果・あるべき姿》

大規模災害時に、支援対象の拡充及び自治体間での不均衡の是正がなされ、被災者の生活再建が一層促進される。

提言 20

国営土地改良事業等受益地の農用区域からの除外に関する規制の見直し

【農林水産省】

《提言内容》

長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。

《具体的支障事例》

国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。

このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。

【大規模なかんがい排水事業の例】

「国営かんがい排水事業道前道後平野地区」

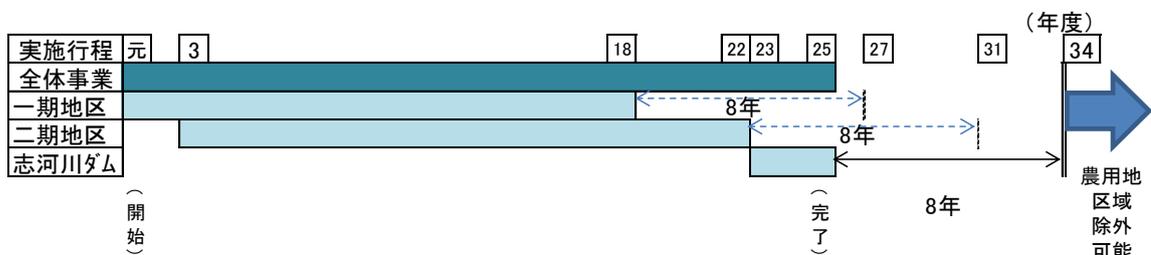
○事業完了：平成 26 年 3 月 31 日

○実施工程

- ・道前道後平野（一期）地区
平成元年度～平成 18 年度
- ・道前道後平野（二期）地区
平成3年度～平成 22 年度
- ・施設機能監視制度（志河川ダム）
平成 23 年度～平成 25 年度

○関係地域：松山市外3市2町

- （道前平野）西条市
- （道後平野）松山市、伊予市、東温市、
松前町、砥部町



《効果・あるべき姿》

農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために (2) 心豊かに暮らせる地域づくり

提言 21 空家対策について 【国土交通省・総務省】

① 空家対策に関する税制改正

＜提言内容＞

勧告に従わず特定空家等を放置した場合は、固定資産税の重加算を行う等、更なる税制改正を行うこと。

＜具体的支障事例＞

宅地の固定資産税の課税標準は住宅用地特例により1/6等となっている。本年5月の空家対策特措法の施行及び改正地方税法の施行により、倒壊の危険が高い「特定空家等」について、市町長が除却勧告した場合には、住宅用地特例の適用が除外され、また、市町長の除却命令に従わなかった場合に、50万円以下の過料に処せられるようになったが、過料に比して除却費用が割高なため、放置されるおそれがある。

＜効果・あるべき姿＞

「特定空家等」を除却しなかった場合は、より高率な固定資産税が賦課されるようになるため、所有者等による自発的かつ早期の除却が促進される。

提言 21 空家対策について 【国土交通省】

② 空家等に対する応急措置

＜提言内容＞

防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにすること。

＜具体的支障事例＞

防災・安全上、部分的な緊急措置が必要と判断される場合にも、措置を行うためには、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を順を経て行う必要があるため、時間を要し、被害を拡大させるおそれがある。

＜効果・あるべき姿＞

緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。

提言 22

科学研究補助金の応募要件の緩和 【文部科学省】

＜提言内容＞

補助対象となり得る研究を行っている学芸員が所属する博物館法上の登録博物館を研究機関に指定し、在籍する学芸員についても、研究代表者または共同研究者の対象となるよう応募要件を緩和すること。

＜具体的支障事例＞

科学研究費補助金は、政府全体の競争的資金の5割強を占める日本最大規模の競争的資金制度であるが、補助金申請については、地方公共団体の場合は文部科学大臣が指定する研究機関に所属する研究者であることが前提となっている。

本県（総合科学博物館）の場合、研究を行っている学芸員が在籍していても、博物館は指定機関の申請が受け付けられず、指定研究機関でなければ学芸員の研究者情報が登録できないため、補助金の申請ができない。そのため、高度な研究を行おうとしても、研究機材に対する補助がなく、研究を断念している現状がある。

〔博物館法第4条には、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる専門的職員と位置付けられている。〕

＜効果・あるべき姿＞

博物館法の登録博物館に在籍する学芸員についても、補助申請の対象とすることで、実際に研究を行っている者に公平に、当該補助金を活用して研究する機会が与えられる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために (3) 地域連携による協働のきずなづくり

＜再掲＞ 2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために (3) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

提言 23

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 【農林水産省】

＜提言内容＞

農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。

① 多面的機能支払交付金

農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。

② 中山間地域等直接支払制度

条件不利地域での農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払制度における「超急傾斜農地保全管理加算」は、「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の2つの要件が必要とされているが、基礎協定のみを集落であっても加算できるように要件を緩和すること。また、事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高

齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。

《具体的な支障事例》

- ・高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

① 多面的機能支払交付金

- ・農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。

② 中山間地域等直接支払制度

- ・「超急傾斜農地保全管理加算」については「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の2つの要件が必要であるが、本県では基礎協定(農業生産活動を継続するための活動)が半数以上(832 協定中 485 協定)であることから、高齢者や人口減少の著しい地域では加算の要件を満たすことができない。
- ・交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務があるため、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。
- ・農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。

支障項目		多面的機能支払	中山間地域等直接支払
事業実施期間		5年間	5年間
交付金の返還	遡及返還	事業計画の認定年度に遡って返還。	協定認定年度に遡って返還。
	対象範囲	全部又は一部を返還。	全てについて返還。
	免除規定	農業者の病気、高齢等により活動が続けられなくなっても、返還の義務がある。	農業者の死亡、高齢又は農業者本人の病気若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により継続が困難な場合、返還が免除される。(「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む協定を除く。)
超急傾斜農地保全管理加算			「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の2つの要件が必要。
転用要件			農業後継者等の住宅や農林水産業関連施設への転用は認められるが、それ以外の施設(倉庫、作業舎、店舗等)では転用が認められず、移住をしようとする者等の就業機会の確保等、地域を活性化する上で支障。

《効果・あるべき姿》

集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。

ゆるキャラグランプリ 2015 では、
インターネット投票日本一と
準グランプリを受賞できたけん。
応援ありがとう！！

